

# 第34回 千や町フェスタ ぶれあい市開催!

## 西原町産品・特産品が大集合!

日時 4月2日(日)

10:00~14:00(予定) ※品物が無くなり次第終了します

■会場: 西原町役場駐車場 ■主催: ぶれあい市実行委員会



- 新鮮野菜販売
- 菊販売
- 堆肥販売
- JA女性部・生活研究会による農産加工食品販売
- 黒糖づくり実演会、黒糖販売
- リサイクルコーナー

※一部出店内容が変更になる場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】 JAおきなわ西原支店 ☎945-5225  
建設部産業課 農林水産係 ☎945-4540



# 農家のみなさん、更新の時期ですよ

農業に関する補助金

町の農業に関する補助金を受ける場合は、毎年「農業生産振興補助金補助対象者カード」を受ける必要があります。4月1日以降、産業課の窓口で手続きを行ってください。

<手続きに必要なもの>

- ①印鑑(認印可)
- ②農業で収入を得ている証明となるもの(確定申告書の写しや出荷伝票等)

《補助メニュー》

- ・病害虫防除対策事業
- ・農業施設設置事業
- ・農業用廃プラスチック処理事業
- ・さとうきび振興対策事業
- ・優良種畜導入事業
- ・優良子牛生産奨励事業



【お問い合わせ】 建設部産業課 農林水産係 ☎945-4540

## 【農地の貸し借りに注意!】

農地は売買する場合だけでなく、貸し借り(無償の場合も含む)する場合も、**事前に**農地法に基づく許可を取らなければいけません。許可なく転用した場合や、許可は取ったが計画通りに使用されていない場合、農地法に違反することとなり、厳しい罰則が課されます。(農地法第51条)

- (1)原状回復その他の違反行為の是正措置が命じられる
- (2)懲役または罰金が課される

使用者だけでなく、**土地の所有者(貸した方)**や**施工した業者**も罰則の対象となります。ご注意ください。

(農地法違反となる事例)

資材置場や駐車場として借りたいとの申し出があり、

- ①農地法の許可をとらずに、当事者同士で合意し使用した。
- ②農地法の許可はとったが、産業廃棄物を置くなど計画と異なる使用をした。

【相談・お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281

# 観光と農業のにぎわい ⑧

～農水産物流通・加工・観光拠点施設～

今月は、なぜ、この場所に施設をつくるのか、その理由を説明します。

## 集客性が高く運営に有利

町役場、町民交流センター、中央公民館等に隣接しているため、集客性が高く施設を運営するうえで有利な場所である。

## 周辺公共施設との連携

周辺施設の会議室や駐車場等の利用により、大規模イベントの開催にも対応が可能となる。

農水産物流通・加工・観光拠点施設



県道浦添西原線(東西を結ぶ幹線道路)

シンボルロード  
(賑わいのある道路空間の創出)

小波津川(水辺空間の創出)

西原町役場  
町民交流センター

西原町立図書館

西原町社会福祉協議会  
西原町中央公民館

農地



## 周辺農地の利用

施設背後の農地を活用した体験農園等、農家さんと連携した取り組みが可能。

## 利便性と快適性

シンボルロード等、周辺道路の整備により交通の利便性がよくなる。また、小波津川の整備により親水空間(川に触れ親しむ)との一体利用が可能。

【お問い合わせ】 建設部産業課 農地農政係 ☎945-4540